

公募型樹木等採取応募要領

河川敷に繁茂する樹木は、洪水時には流下阻害や河川の状況を把握する巡視等、河川管理上の支障となることから、甲府河川国道事務所で伐採を行い、伐採した樹木については、経費の縮減と木材資材の有効活用を図るため、無料配布を行っていますが、今年度から更なる経費の縮減と木材資材の有効活用を図るため、公募型による樹木の伐採を試行するものです。

応募する場合は、下記事項の内容及び現地条件を確認し了承した上で応募して下さい。

1. 公募日 平成27年10月21日（水）

2. 概要

(1) 名称 公募型樹木等採取に伴う公募

(山梨県韮崎市栄2丁目地先、山梨県南巨摩郡身延町大島地先)

(2) 採取場所

①山梨県韮崎市栄2丁目地先 (釜無川左岸K225付近) 塩川大橋付近

②山梨県南巨摩郡身延町大島地先 (富士川左岸H195付近) 富士川橋下流付近
(別紙-資料-1位置図参照)

(3) 採取期間

安全性の確保のため、選定時に隣接する区画が同時施工とならないように下記のとおり指定します。

- ・前期期間 平成27年12月18日（金）から平成28年 1月28日（木）まで
- ・後期期間 平成28年 1月29日（金）から平成28年 3月10日（木）まで

(4) 試行の取り組み

河川副産物の採取の申請は、許可を受けようとする者が随時行うものですが、河川管理上支障となることから、樹木、芝草及び雑草（以下「樹木等」という。）に限定し、さらなる有効活用の促進から民間の許可受け者（以下「選定者」という。）と河川管理者が除草や伐採等の工程を分担した取り組みを試行で行うものであり、樹木等の採取者を公募するものです。

(5) 根拠法令

河川副産物の採取については、河川法（昭和39年法律第167号以下「法」という）第25条の河川区域内の土地における土石その他の河川の副産物の採取の許可に関する規定で同条の採取許可制度に基づき、河川法施行例（昭和40年政令第14号）第15条第1項に規定する竹木（以下「樹木」という。）あし及びかや等を対象に規定されています。

3. 公募への参加資格

(1) 個人による応募

- ① 直近１年間の税を滞納している者ではないこと。
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

（２）団体（企業）による応募

- ① 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条又は第７１条の規定に該当するとし、指名停止等を受けている者でないこと。
- ② 公募期間中において、会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 直近１年間の税を滞納している者ではないこと。
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

４．応募方法

（１）公募型樹木等採取応募様式の提出

- ①提出方法：郵送又は持参とします。
- ②提出先：関東地方整備局 甲府河川国道事務所 河川管理課 河川維持係
〒４００－８５７８ 山梨県甲府市緑が丘１丁目１０－１
電 話 ０５５－２５２－８８８８
ＦＡＸ ０５５－２５２－８８９１
- ③受付期間：平成２７年１０月２１日（水）から平成２７年１１月２０日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、８時３０分から１７時１５分まで。
郵送の場合は平成２７年１１月２０日（金）１７時１５分必着。

５．選定の方法

- （１）選定にあたっては、応募様式の記載内容を確認の上、選定します。
なお、応募者が予定区画数を超える場合には、抽選により選定するものとします。
- （２）選定の結果通知は、平成２７年１２月１１日（金）までに応募者全員へ通知します。
- （３）選定された方へは、結果通知の他、採取箇所（採取区画）、採取期間を併せて通知します。

６．採取区域とそこに生育する樹種、樹径等の情報

- （１）採取区域は、別紙-資料－２、資料－３のとおり。
- （２）割当てられた採取区画内の樹木については、全て伐採することとします。
- （３）主体となる樹木（○付数字は採取場所を示しています。）

①ハリエンジュ（ニセアカシア）

②クルミ

7. 採取に当たって実施すべき安全対策等の内容

- (1) 作業において、泥汚れや樹木片の散乱等が発生した場合は清掃を実施して下さい。
- (2) 作業においては、関係法令等を遵守して下さい。

8. 採取した木の枝等の持ち帰りについて

- (1) 伐採した木及び枝について、すべて持ち帰るものとします。
- (2) 根及び細断された直径約2 c m以下の枝については、存置可能とします。
- (3) 伐採するにあたり疑義が生じた場合は、ご相談ください。

9. 作業環境

作業に伴う進入路、車止めは、別紙-資料-4のとおり。

10. 作業にあたっての注意事項等について

作業にあたり下記について、河川管理者が指示又は指導を行う場合があります。

- (1) 河川管理者が、河川利用者や選定者の事故を未然に防止する観点から平常時の巡視等において採取の実施状況を把握します。
- (2) 選定者が樹木等の採取及び樹木の搬出するにあたり、周辺に生息する動植物並びに周辺環境等へ影響を与えることのないよう実施してください。
- (3) 採取行為は、法に基づく許可行為であるとともに、選定者の責任において行うものであるため、作業中の自損事故及び第三者への損害に対する賠償等は、選定者が責任を負うものであり、河川管理者は一切責任を負いません。
- (4) 河川管理施設等に対する損害については、その原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求めることがあります。
- (5) 第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、選定者は、速やかに河川管理者及び関係機関へ通報を行い適切に対応して下さい。
- (6) 不測の事態により、河川管理者から採取の停止を指示する場合があります。

なお、採取のためにそれまでに生じた費用は、選定者の負担となります。

11. 採取料徴収

今回は、河川法に基づく採取料の徴収を行わないものとします。

1 2. 完了報告

選定者は、採取が完了したときは、河川管理者に報告を行うこととします。

1 3. 履行確認

完了報告後、履行状況や許可条件の遵守状況について確認を行い、必要がある場合は、許可受け者に対して指導を行う場合があります。

指導を行ってもなお、許可条件を守らない場合は許可を取り消す場合があります。

このような場合や採取不履行と考えられる場合には、以降の公募において、申請者の選定から除外する場合があります。

1 4. 説明会

説明会は行わないものとします。

1 5. 応募要領及び応募様式に対する質問

(1) 応募要領及び応募様式に対する質問の提出

①提出方法：質問する場合は、持参又はFAXで書面により提出して下さい。

質問書の回答を受ける方の氏名、電話番号、FAXを記載して下さい。

なお、企業の場合は担当の部署等の記載もして下さい。

②提出先：関東地方整備局 甲府河川国道事務所 河川管理課

FAX 055-252-8891

③受付期間：平成27年10月21日（水）から平成27年11月10日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

(2) 質問に対する回答

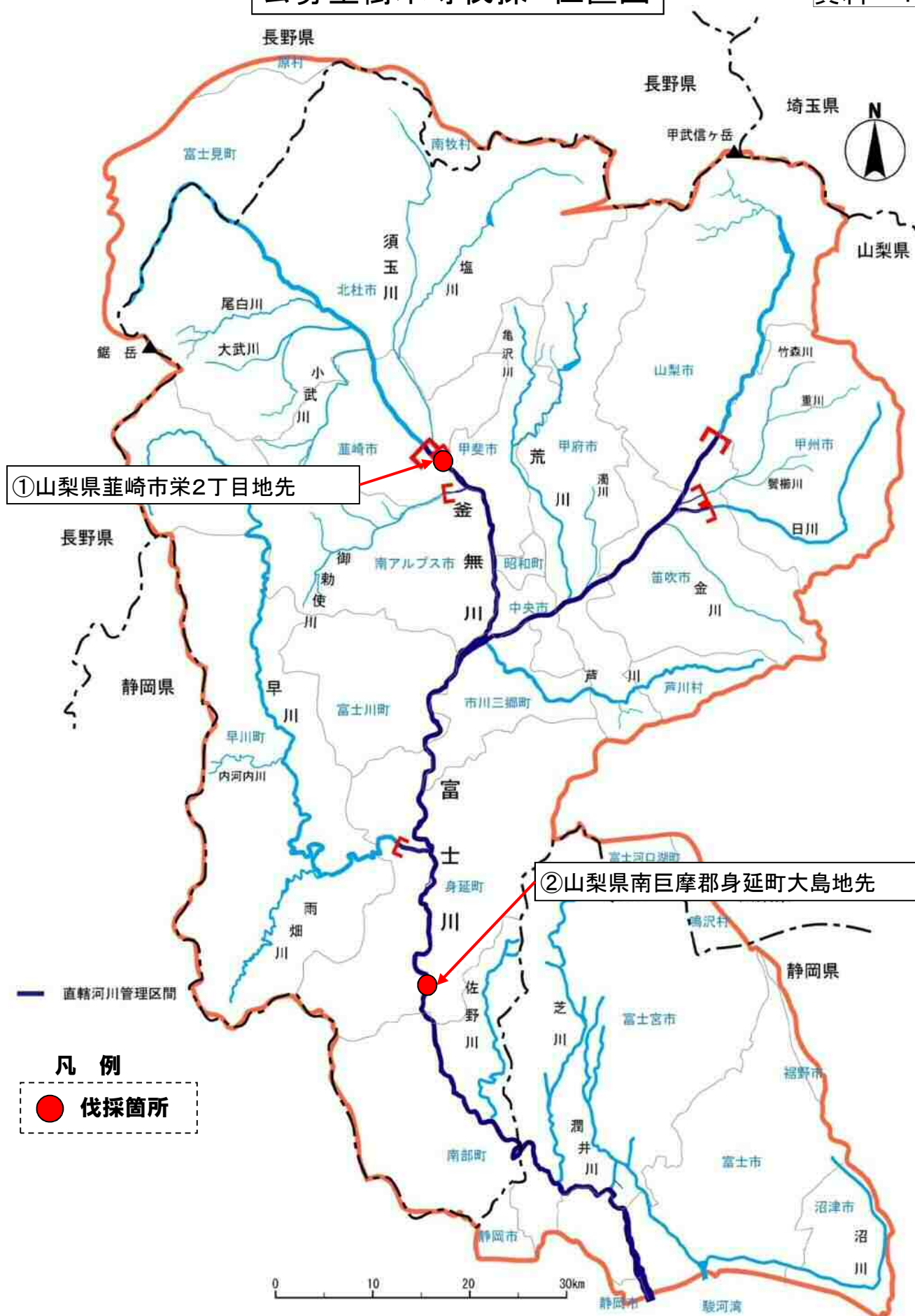
①回答方法：質問者の方へ郵送又はFAXで書面による回答を行います。

②回答日：質問内容を取りまとめのうえ、平成27年11月13日（金）までに行います。

1 6. 無効

公募において示した参加資格のない者の申請書又は資料に虚偽の記載をした者の決定者としていた場合には決定を取り消します。

資料一 1

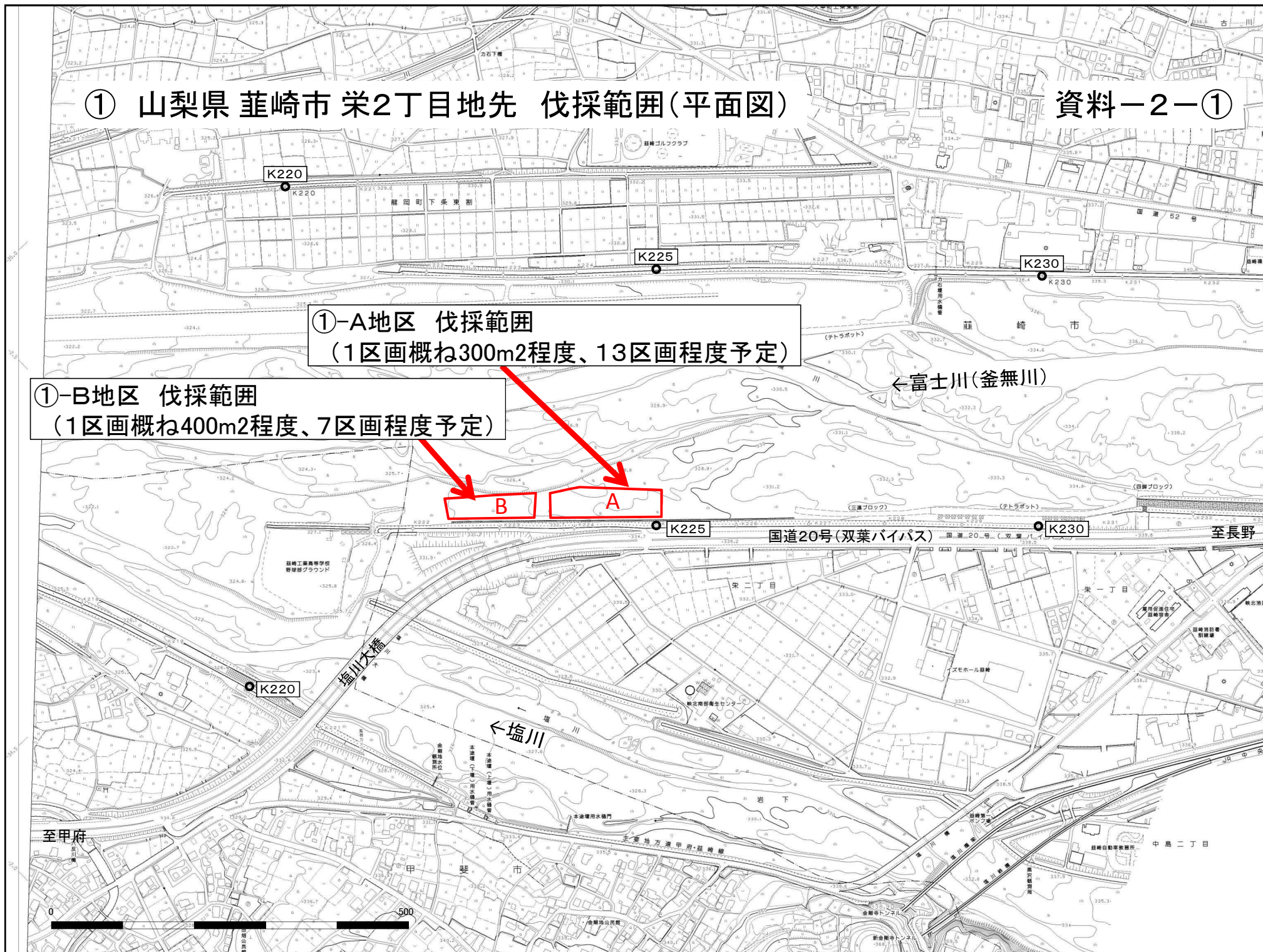


① 山梨県 韮崎市 栄2丁目地先 伐採範囲(平面図)

資料-2-①

①-A地区 伐採範囲
(1区画概ね300m2程度、13区画程度予定)

①-B地区 伐採範囲
(1区画概ね400m2程度、7区画程度予定)



① 山梨県 韮崎市 栄2丁目地先 伐採範囲(航空写真)

資料-3-①

①-A地区 伐採範囲
(1区画概ね300m2程度 13区画程度予定)

①-B地区 伐採範囲
(1区画概ね400m2程度 7区画程度予定)



繁茂状況



国道20号(双葉バイパス) 至長野

塩川大橋

K220

K225

至甲府



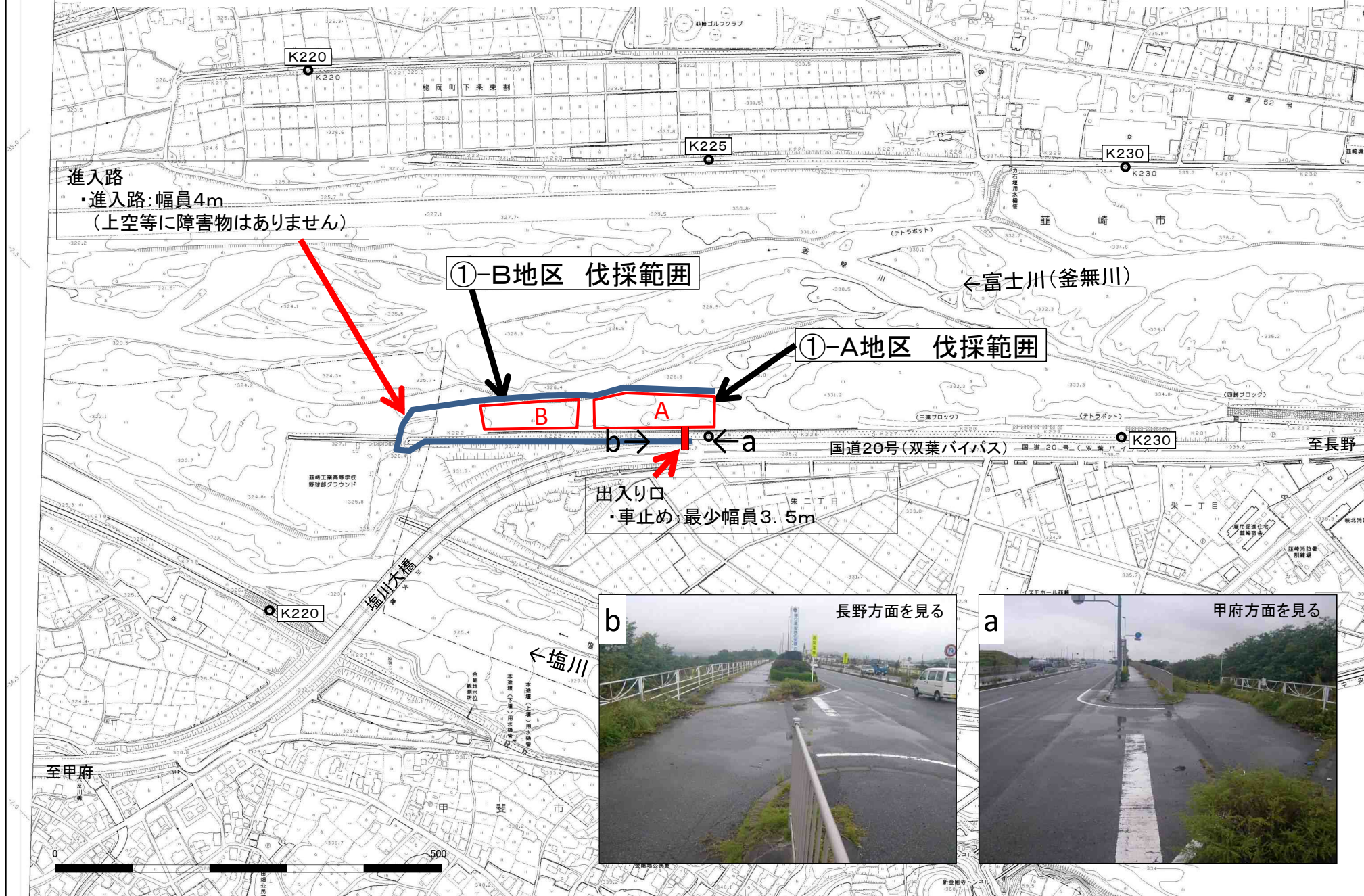
B地区
代表的な径
目通し20cm程度



A地区
代表的な径
目通し35cm程度

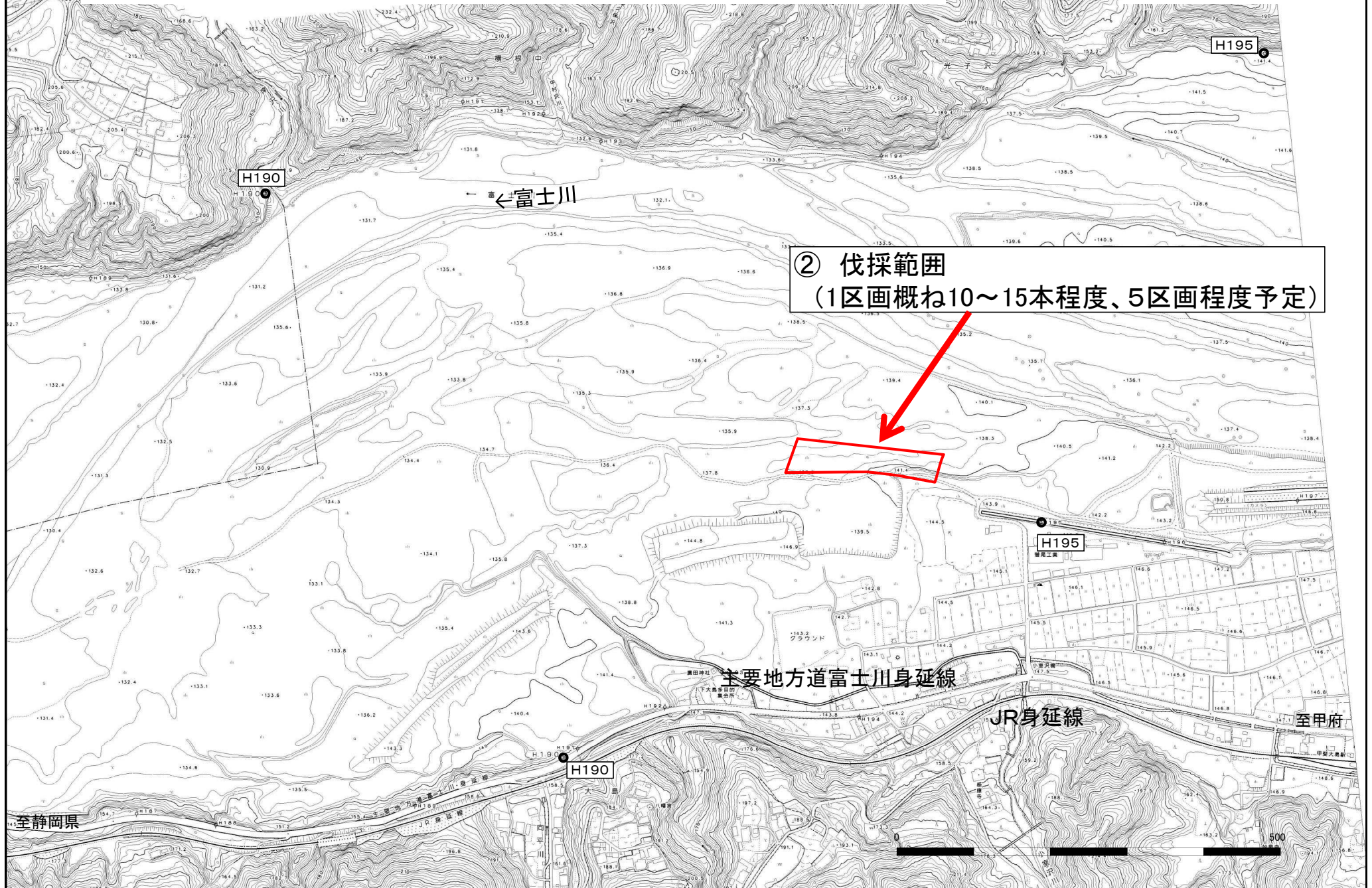
① 山梨県 韮崎市 栄2丁目地先 進入路図(平面図)

資料-4-①



② 山梨県 南巨摩郡身延町 大島地先 伐採範囲(平面図)

資料-2-②



② 山梨県 南巨摩郡身延町 大島地先 伐採範囲(航空写真)

資料-3-②



繁茂状況



代表的な径
目通し65cm程度



② 伐採範囲
(1区画概ね10~15本程度、5区画程度予定)

② 山梨県 南巨摩郡身延町 大島地先 進入路図(平面図)

資料-4-②

